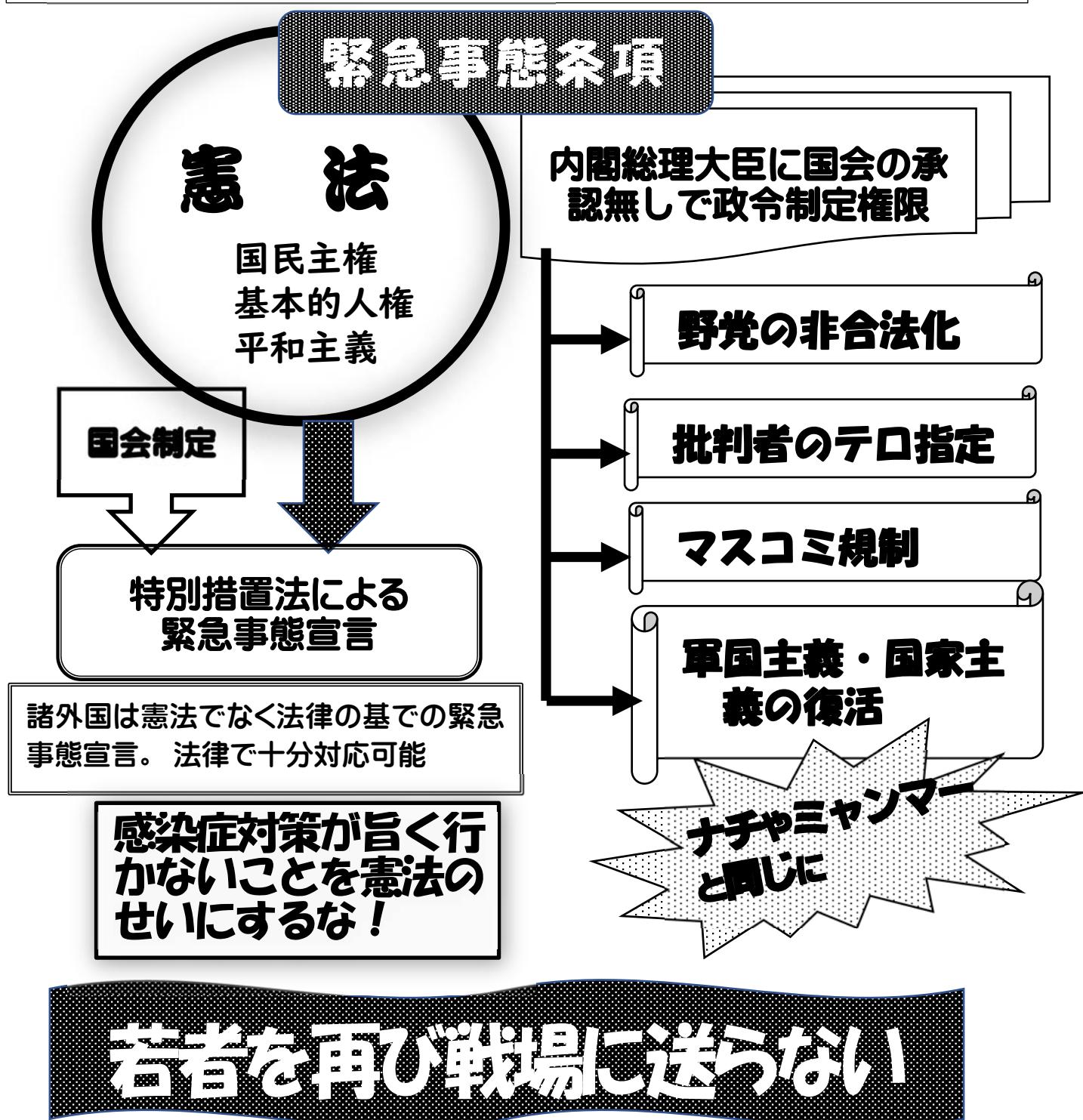


「緊急事態条項」を憲法に書き込むことで、新型コロナ感染症を防ぐことが出来ると宣伝してますが、眞の目的はナチやミャンマーのような国家体制づくりです。

自民党の下村博文政調会長は、緊急事態条項の改憲にふれ「コロナのピンチをチャンスに」と改憲派のウエブ会合でメッセージ。これがスガ政権の本音ではないでしょうか。コロナ感染の拡大での国民の苦しみに対して憲法を壊して好き勝手にやれるいい機会としかとらえていない政治家に政治を任せる事はできません。





だれの子どもも  
ころさせない

## 緊急事態条項 加憲の動きを止めよう!!

自民党総裁選への立候補に意欲を示す下村博文政調会長は「新型コロナ感染症が収まらないのは、私権制限する緊急事態条項が憲法に無いからだ。」と緊急事態条項を憲法に加える事に情熱を示しています。しかし、テレビ番組では「憲法で無く現法律でも私権制限できる」と発言しており、緊急事態条項の目的がコロナ対策ではなく、内閣総理大臣が国会の承認無しで独裁政権確立の為であることを白状しています。自由で平和な民主主義を唱える公明党がこれに反対を表明していないのは、大臣の椅子が「自由で平和な民主主義」より大事だと思っているためです。新自由主義の権化である維新の会は「コロナ感染症が拡大したのは、緊急事態条項が無いからだ」と声高に言っていますが、維新が推進した病院や保健所の統廃合がコロナ感染症の拡大を招いた原因であることには口を噤んでいます。橋下元維新代表の「PCR検査の拡大は無駄」の発言が、感染経路不明の増加の一因であることを我々は忘れません。

フランスは罰金や刑罰を伴うロックダウンを行いましたが、憲法の緊急事態条項では無く「衛生緊急事態法」のもとで行われました。日本の「感染症法」と「特措法改正案」に匹敵するものです。日本の法律が行政罰と緩くしたのは下心に憲法に「緊急事態条項」を加えること

があったとしか思えません。

憲法学者木村草太教授によると、安倍前総理の加憲4項目の1つ「緊急事態条項」の問題点を述べられています：

### 内閣総理大臣独裁政権ができる

麻生副総理が「ナチスの手法に学べ」と述べた憲法上の根拠。強いては、ミャンマーと同じになることもありうる。



### 緊急事態の宣言は総理大臣の独断できる

憲法の中で、緊急事態条項の宣言条件を規定するのは、不可能なのに敢えて書くから曖昧さが出てきて総理大臣の恣意的判断が入る。

### 政府の命令が法律と同じ効力を持つ

政府にとって不都合な言論や表現が制限される。野党も解党されるかも知れない。

### 総理大臣が独断で予算を決められる

### 地方自治体を内閣の支配下における

政府に批判的な知事の首を挿げ替えたり、住民の意思に拘わらず政権の政策を進める事ができる。

### 国会議員の任期を変えられる

選挙を行わずに、国会議員の任期を伸ばし続けることが出来る。国会議員の身分を終身化することも可能です。

外国の憲法には「緊急事態条項」がありますが、米国では議会招集権の無い大統領に議会招集の権利を与えて、議会の立法権の停止を求めてはいません。ドイツではナチスの経験から、緊急事態の認定は議会にあり、連邦憲法裁判所の活動は停止や、市民の運動等の制限をしていません。韓国は緊急事態乱用の反省から憲法裁判所の審査対象としています。このように、緊急事態条項の危うさの経験から緊急事態条項を制限したり廃止する国のある中で、今更それを導入しようというのは、大日本帝国復活を望む政治家が多いのか、想像力の乏しい議員が沢山いるのか??? (転失気)

